

【厚生労働省 1 月 14 日発表——「保育士確保プラン」】

## 保育士修学資金貸付事業がスタート！？

進路情報研究センター ライセンスアカデミー/平成 27 年 1 月

厚生労働省では、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数（29 年度末で 46.3 万人）を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を公表した。

「保育士確保プラン」では、保育士試験の年 2 回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じる。また、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、更なる推進を図ることとしており、厚生労働省を挙げて保育士の確保に向けて全力で取り組むとしている。

ここでは、その中の「保育士修学資金貸付事業」についての概要を見てみた。

### 【目的】

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

### 【実施主体】

以下のいずれかにより実施。

- 都道府県（都道府県社会福祉協議会に委託して行う場合も含む。）
- 都道府県が適当と認める社会福祉法人または特例財団法人（都道府県知事が修学資金の貸し付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

### 【貸付額】

- 月額 5 万円以内（貸付期間は 2 年間を限度）
- 貸付の初回に入学準備金 20 万円以内、卒業時に就職準備金として 20 万円以内をそれぞれ加算
  - ※ 貸付利子は無利子。
  - ※ 貸付申請時生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり。

### 【補助率】

- 国 3/4、都道府県 1/4

### 【修学資金の返還免除】

貸付を受けた者が、指定保育士養成施設卒業から 1 年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸し付けを受けた都道府県の区域内等の保育所等において保育士として 5 年以上従事したときは、修学資金の返還を免除。

「待機児童解消加速化」はわが国において喫緊の課題である。この問題を抱えている都道府県では、平成 27 年 4 月に施行される「子ども・子育て支援新制度」を踏まえて導入が進むものと考えられる。